

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
( 公 印 省 略 )

コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱流行の終息宣言を踏まえた対応について

コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱については、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を受けたエボラ出血熱に係る協力依頼について」（令和元年 8 月 22 日付け健感発 0822 第 6 号健康局結核感染課長通知）等において協力を依頼しているところです。

今般、世界保健機関（WHO）による、同国北キブ州等におけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえ、別添「コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱流行の終息宣言を踏まえた対応について」（令和 2 年 6 月 29 日付け健感発 0629 第 1 号健康局結核感染課長、薬生食検発 0629 第 5 号医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室長通知）のとおり、本日より同国に係るエボラ出血熱流行国としての対応を取りやめることとしました。つきましては、到着前 21 日以内に同国北キブ州又はイツリ州に渡航又は滞在していたことのみをもって健康監視対象とする対応を取りやめることとし、現在、同国から入国・帰国された方に対して行っている健康監視につきましては、本通知を持って終了としますので、よろしく願いいたします。

貴職におかれましては本件を御了知の上、管内の医療機関に対して、情報共有いただきますようお願いいたします。

なお、同国赤道州においては、現在もエボラ出血熱が発生していますが、現時点では「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」には該当しないと判断されていることを申し添えます。

別添: コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱流行の終息宣言を踏まえた対応について (令和 2 年 6 月 29 日付け健感発 0629 第 1 号健康局結核感染課長、薬生食検発 0629 第 5 号医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室長通知)